

令和8年度群馬県ホームページ広告代理業務委託仕様書

1 広告掲載の位置、枠数

広告名、掲載場所	公開ページ数	広告枠 /月	仕様	年間 掲載 枠
トップページバナー	3	3 枠	<p>■ 広告は、1ヶ月ごとに変更できるものとする。また、月ごとに表示順を変更する。</p> <p>■ 掲載位置は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップページ：ページの下部 ・組織から探す：ページの下部 ・サイトマップ：ページの下部 <p>ただし、ページのデザインが変更された場合、県が指定する位置とする。</p> <p>■ 県がリンク先の変更を求めた場合、速やかに対応すること。応じられない場合、該当の広告を掲載しない。</p> <p>■ 契約書に記載された追加金額を支払うことにより、バナー広告を追加できる。</p>	36
トップページ	1			
組織から探す	1			
サイトマップ	1			
セカンドページバナー	約 32,000	8 枠	<p>■ 広告は、原則3カ月間の連続掲載とする。(途中の変更はできない。掲載位置は1カ月ごとに表示順を変更する)</p> <p>■ 掲載位置は、各ページの右(ライトナビ)または左部(レフトナビ)の下とする。ただし、ページのデザインが変更された場合は、県が指定する位置とする。</p> <p>■ 県が掲載分野の変更を求めた場合は、速やかに対応すること。応じられない場合は、該当の広告を掲載しない。</p> <p>■ 契約書に記載された追加金額を支払うことにより、バナー広告を追加できる。</p>	96
計				132

2 バナー広告のリンク先及び表現

- (1) 広告画像は、195×40ピクセルで、100KB以下のgif、jpg、及びpngファイルに限る。
- (2) リンク先は、広告主が指定したWebページとする。ただし、広告取扱事業者が広告主となり、自社サイトをリンク先に指定する場合は、トップページに限るものとする。
- (3) リンク画像は、広告主の意向を汲み、広告取扱事業者が製作すること。
- (4) 県がバナー画像の修正を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (5) いずれのリンクも同一ウインドウでの遷移とする(別ウインドウでの表示はできない)。
- (6) 県が、広告主の指定したリンク先ページの内容について調査を求めた場合、広告取扱事業者は公益社団法人日本広告審査機構等の第三者機関に確認の上、その結果を添えて再度協議をすること。

3 掲載の期間

令和8年5月～令和9年4月（掲載の開始は、掲載月前月の県の最終営業日とする）

4 ウェブアクセシビリティの配慮

ウェブアクセシビリティに配慮したページとするため、以下の広告は掲載できない。

- (1) 動画による広告、画像・文字が位置や形を変える広告、点滅する広告。
- (2) 色弱者等が判別しにくい配色、コントラスト比の低い配色、alt 属性を付記しがたい表現。
- (3) その他、群馬県ウェブサイトアクセシビリティガイドラインに規定する方針や、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の基準に適合していないと判断されるもの。

5 その他特記事項

- (1) 掲載する広告の過半数は、県内に本店又は事業所等を有する事業者の広告とする（トップページバナー、セカンドページバナーそれぞれで判断）。
- (2) バナー広告を1枠追加した場合の月あたりの金額は、以下の計算式で算出し、その金額については、契約書に記載する。また、トップページバナー、及びセカンドページバナーは同額とする。
【計算式】追加1枠あたりの金額 = 掲載月の支払金額 ÷ 11枠 ※ 1円以下、切り上げ
- (3) 群馬県広告掲載要綱、群馬県広告掲載基準、群馬県広報媒体広告掲載要綱及び群馬県ホームページ広告掲載要領に基づき運用する。また、掲載にあたっては県の指示等によるものとする。
- (4) 支払金額の消費税率は、100分の10で計算する。